

法顯三藏の事蹟
立花俊道

法顯三藏の事蹟

一

往昔大法尋求のため漢土から天竺へ渡つた高僧の數は可なり多かつたであらうが、その中で天竺に在留した年數の長かつた點から見、後世に残した事業の偉かつた點から見、最も偉大なりとさるべきは蓋し法顯・玄奘・義淨の三三藏であつたらうと思ふ。法顯三藏は東晋安帝の隆安三年（西紀三九九）に長安を發し、同帝の義熙九年（四一三）に青州（今山東省の）に達したやうに自ら記して居るから、漢土を去つてから十五年目に又漢土へ還つて來たといふことなる。玄奘三藏は唐の太宗の貞觀三年（六二九）に長安を發し、それから十六年目なる貞觀十八年に大唐へ還つて來た。

義淨三藏は唐の高宗の咸亨二年（六七一）に廣州より舶に乗じて南海に向ひ、則天武后の證聖元年（六九五）に洛陽へ還つた。出發の年から算へると實に二十五年目に當る。これ等三人の三藏の中で、天竺に留遊行の年數からいへば法顯三藏は一番短かつたわけであるが、彼の出發年時は玄奘のそれに比すれば二百三十年、義淨のそれに比すれば二百七十二年早く、且つ玄奘は西域より天竺に入り、南天竺達羅毘茶國の建志城まで行つてから引返して、路は違ふが、同じく西域を経て還り、義淨は南海より天竺に渡り、中北天竺の一部を旅行しただけで引返し、同じく南海を過ぎて唐土に還れるに、彼法顯は西域より天竺に入り、天竺を一巡したる後、摩梨帝國より師子國に渡り、淹留二年の後海路を取つて漢土に歸着したといふのが大異彩である。今から一千五百餘年の昔でそれだけの大仕掛けな旅行は、今日徒歩で世界を一

週するなどの比ではなかつたらうと思ふ。彼が残した『自記遊天竺事』、通常『佛國記』又は『高僧法顯傳』と稱せられるものは、今より一千五百餘年前の印度に於ける佛教その他の宗教事情、信仰の分布、各國の地勢制度、各地の異なる風俗習慣、遺跡傳説等々に就て貴重なる光明を投ずるものとして、その片言隻語と雖も非常に珍重されて居る。『佛國記』は玄奘三藏の『西域記』に比すれば總ての點に於て劣れるかと思はれる。唯それが『西域記』に比すれば二百五十年近く先じて成れるものであり、特に錫蘭に關する記事の如きは、玄奘が自ら印度にありて記したると異り、親しく見聞したる事實を録したるものであるから、同島の古史を探る上に於ては『佛國記』は『西域記』以上に價值ありと見られて居る。

これだけ貴重なる史料を残したる法顯は、一方には又種類の難解の問題を残した。先づ(一)彼が長安を發して天竺に向つたといふ年は、彼自身『法顯傳』の劈頭に記せるが如く、年號によりて弘始二年(四〇〇年)とすべきか、それとも干支によりて己亥(三九九)とすべきか。(二)彼は錫蘭に於て『五分律』の原典を得たといふが、後佛駄什が翻譯に用ひたのは、多くの人の信ぜるが如く、この原典であつたか、(三)錫蘭に於ける彼の行動、(四)歸航順路、(五)遷化の年時及び年齢等これ等は疑問でもあり同時に又興味ある論題でもある。以下私はこれ等の諸問題に就て少しく論評を試みたい考である。

二

法顯が何年に支那を出發したかに就ては

- (イ)隆安二年說、(ロ)隆安三年說、(ハ)弘始二年說

の三説がある、(イ)に就ては『佛祖統記』三十六卷に

「隆安二年、長安沙門法顯往天竺求經」

といふ文あり、『佛祖歷代通載』七卷に

「二十四庚戌法師法顯自西域還、初顯於隆安二年同惠景曇整等入西域求法、」

といふ文がある。東晋安帝の隆安二年は西紀三九八年に當り、(イ)(ロ)(ハ)三説中一番若いことになる。(ロ)(ハ)の二説はそれぞれ

論據を有つて居るといへるが、この隆安二年説は何等の論據をも有たないやうである。一體この『通載』の年代には可なり

の誤算がありはしまいかと私は思ふ。例へばこゝに法顯三藏が西域から還つた年を「庚戌」としてあるが、庚戌は義熙六年西紀四一〇年で、法顯はこの年摩梨帝國を去り海に泛んで師子國に向つたに過ぎぬ。彼が青州に歸著したのはそれより三年後のことであつた。斯うして私はこの(イ)説は取るに足らない説だと思ふ。(ロ)は『梁高僧傳』三卷、『神僧傳』

二卷、『出三藏記』一五、『歷代三寶記』七卷にも記せることで、想當根據を有つて居る。『高僧傳』三卷宋法顯の條に

「及受大戒志行明敏、儀軌整肅、常慚經律并闕、誓志尋求、以晋隆安三年與同學慧景道整慧暉等、

發自長安、西渡流沙」

と云ひ、『神僧傳』二卷法顯法師傳には

「以晋隆安二年、與同學慧景等、發自長安、」

と云つてある。その他の文も大體大同小異である。何故に斯ういふ文が出来たかといへば、それには相當の根據がある。

即ち法顯自身の作である『高僧法顯傳』の始めに、

「法顯昔在長安、慚律藏殘缺、於是遂以弘始二年歲在己亥、與慧景道整慧應慧鬼等、同契至天竺、尋求戒律、初發跡長安、」

といつてあるのがそれである。法顯自身が言つて居るのだからこれほど確かなことはない。但ここに「弘始二年歲在己亥」の八字が問題で、弘始は後秦の興皇の年號であらうが、その二年は西紀四〇〇年に當り、晋の安帝の隆安に直せば四年に當る。然るに己亥はその前年で隆安三年西紀三九九年である。即ち年號と干支とは一年の齟齬があるわけである。しかしこの年號による年と干支による年との齟齬は古來支那では珍らしいことではなかつた。法顯三藏は『法顯傳』の末尾に

「是歲甲寅晋義熙十二年歲在壽星」と記して居るが、「甲寅」ならば義熙十年西紀四一四年で、ここにも二年の齟齬がある。斯うした齟齬の生じた場合何れに依るべきかは可なり重大なる問題であるが、私は干支に依るのが正しいと思ふ。昔の人は年號年數の記憶は不正確であつた、特に老人に於てはそれが甚だしかつたが、干支の記憶は割合に正確であつた。法顯は東晋の義熙十二年(西紀四一六年)に『摩訶僧祇律』を譯出してから劉宋の景平元年に『五分律』の譯せられるまでの間に死んだとされて居るが、若しこれが事實であり、而して『高僧傳』、『神僧傳』にいへる通り、彼が八十六歳で死んだといふことが眞實であつたとすれば、彼は出發の時六十八歳の老人であり得た。六十八歳の老人が往復十四年の長途の旅に上り、印度錫蘭南海を一巡して而も壯健で歸つて來た事は實は希有の例である。しかし彼は斯うした老人で

あつただけに多少の思違ひもあり得たとおもふ。彼は出發の時は後秦の年號を用ひて「弘始二年」と記し、歸朝後は東晋の年號に依りて「義熙十二年」といつて居る。年號の記録に違つたものを用ふる所に彼の無頓著さがあつた。しかし無頓著は無頓著でも干支は間違つては居らぬと私は考へる。彼は、寧ろ彼等は己亥の年（西記三九九年）に長安を發し隴を度り乾歸國に至りて第一の夏坐をしたといふが、これは己亥の年の夏安居であつたか、それとも次年庚子の夏安居であつたか、不明である。（一）即ち彼等は己亥の年に長安を發したとして、その發足は夏安居の初まりなる四月十五日以前であつたか、若し以前であつたとすれば、この乾歸國に於ける第一安居は己亥の年の夏安居でなければならぬが、（二）彼等の發足は夏安居終了後即ち七月十五日以後であつたとすれば、この第一安居は庚子の年のそれでなければならぬ。法顯は天竺に入るまで六年の間の夏坐の地をば一々丹念に記して居るが、各地出發の月日に就ては殆ど記する所がない。但摩利帝國を發して師子國に向ふ時

「得_三冬_三初_三信風_三書夜十四日到_三師子國_三」

と云ひ、耶婆提を發して東北の方廣州に赴かんとする時、

「以_三四_三月_三十六日_三發、法顯於_三船上_三安居_三」

といつて居る。『法顯傳』中彼が移動の時季又は月日を記するは殆どこれだけである。師子國を發したのは何月であつたか、彼は何とも明記する所がないが、それは壬子西紀四一二年の年の七月末か八月初かであつたことが想像し得られる。即ち彼を載せたる商人大舶は出發後三日（或は二日）にして大風に値ひ

「如是九十許日、乃到_二一國_一、名_三耶婆提_二」
 であり

「停_三此國_二五月日、復隨_三他商人_二大船_一上」

であつた。而してこの出發は上記の通り、西紀四一三年の四月十六日であるから、九十日と五ヶ月とを四月十六日から逆算すれば、七月末又は八月初といふ時を得ると思ふ。これは今日の曆にすれば八月九月の交で印度洋ではまだモンスンの荒れてる頃である。大風に値ふのも無理はなかつたらう。彼は癸丑の四月十六日といふ際どい日に耶婆提を發し止むを得ずして船上に於て安居した。所がこの航海中でも亦彼は大難風に出逢ひ、漢土に達するまでに約九十日を費やしたらしく、明日は七月十五日自恣の日だといふ又際どい日に青州に著した。此處で又夏安居(翌年の)に入り、長安へ還つて天竺遊歴の事蹟を書き綴つた。これが『高僧法顯傳』、『歷遊天竺記傳』、『佛國記』、『自記遊天竺事』或は單に『法顯傳』等種々の名によつて傳へられて居る書である。この年を彼は

「甲寅晋義熙十二年」

といつて居るが、この干支は眞實であるけれども、年は十二年ではなく。十年であることの明白なることは上に既に述べた通りである。そこで彼は出發した年にしても己亥といふのが正しくて弘始二年といへるは彼の記憶の誤りであつたかと思ふ。

第二の問題は佛馱什が『五分律』を翻譯する時用ひた原本は法顯三藏が師子國で得たといつて居る律本であつたか否かといふことである。彼が師子國に於て『五分律』の原典を得たといふに就ては、彼自身

「法顯住此國（師子國）二年、更求得彌沙塞律藏本、得長阿含・雜阿含、復得一部雜藏、此悉漢土所無者」といつて居る。『五分律』は彌沙塞部の律であることはよく知られて居る所である。隨つて此處に彌沙塞律藏本といへるは五分律の事に相違あるまいが、この法顯將來の彌沙塞律藏本と、佛馱什翻譯の五分律と如何して結びつけられねばならぬか。これが吾々には不思議に思はれる點である。然るに『高僧傳』三卷佛馱什の條に

先沙門法顯、於師子國得彌沙塞律梵本、未及翻譯而法顯遷化、京邑諸僧聞之、既善此學、於此請令出焉、……譯爲三十四卷稱爲五分律、

と、斯ういつて居る。即ち法顯は錫蘭に於て『五分律』の梵本を得たことは得たが、歸來彼は佛陀跋陀羅と共同して『摩訶僧祇律』を譯し終へただけで、折角將來した『五分律』は手を著けるに及ばずして遷化したので、京邑の諸僧たちはこの律に精しき佛馱什に依頼し、法顯將來の原本を用ひて『五分律』を譯して貰つた。と斯ういふ意味であらうと思ふ。この文によつては佛馱什が漢譯の底本として用ひた梵本は如何しても法顯が錫蘭で得たと稱する梵本でなければならぬとは斷言出來ぬが、常識ではそれはさうだと想像するのが自然であらう。所が最近に發行された大正新修大藏經八十五卷の中に『毘尼心』と名くる燉煌發見の一律本があり、その中に

「三者五分律、律主名彌沙塞、有罽賓國三藏律師、名弗大什、謹齋執五分胡本、以晉景平元年十月中晉侍

中瑯琊王司馬陳、共比丘竺道生惠嚴等、請令出之、弗大什謹執胡本、文無差錯、

といふ一小文がある。この中にいつてあること、例へば弗大什（佛駄什）の罽賓出身なること、晋の（實は宋の）景平元年（西紀四二三年）に晋の侍中の官にあつた瑯琊王司馬陳なるものが竺道生・慧嚴等と共に弗大什に請うてこれを翻譯せしめたこと等、大體高僧傳、經錄、『五分律』の跋文などとも一致するといつてよい。唯景平元年を晋の年號とせるなどが間違といへば間違である。司馬陳を晋の瑯琊王とせるは正しいと思ふ。何となれば景平元年は上記の通り西紀四二三年で、四二〇年に宋が晋に代つてから僅かに四年目である。彼は晋の瑯琊王であつたらうし、この當時でも、即ち宋の時代になつてからでも同じくこの稱號を自らも用ひ、他の稱することを默認して居たかと思ふ。斯うして見るとこの『毘尼心』を名もなき一著者の私記に等しい取るに足らざる駄本として一蹴し去ることは如何かと思ふ。此處に「謹齋持五分胡本」といつてあるからは彼は自身『五分律』の原本を持つて來たものと見るべきだと思ふ。加之『五分律』の跋文に

「罽賓律師佛駄什、彌沙塞部僧也、以大宋景平元年秋七月達于揚州、一月晋侍中瑯琊王練比丘釋慧嚴竺道生、請令出焉、云云」

といつてあつて、この際用ひた原本が法顯齋持の本であつたことに就ては一言もいつてない。若しこの原典が法顯の將來せしものに相違なしとすれば、必ずここにその事をいつてなければならぬではあるまいか。随つて私は（勿論小なる問題ではあるが、）佛駄什が中心となつて譯出した『五分律』の原典は法顯が錫蘭で得た本だと斷言するは如何かと思

ふ。佛駄什は彌沙塞部の律僧であつたといふから一部の律本ぐらゐは持つて來たこともあり得る。「謹んで五分の胡本を齋持した」ことも全く無稽の想像ではないやうである。

四

法顯三藏が錫蘭に渡つたのは西紀四一〇年であつた。當時この國の王はウパチツサ三世（三七〇―四一二）であつたらう。彼はこの年の何月に錫蘭に渡つたかを明記して居ないが摩利帝國を發してから冬の初めの信風を得、海上十四晝夜にしてこの國に達したやうにいつて居る。それから彼は二年間滞在の後四一二年の七月末又は八月初に辭し去つた筈である。玄奘三藏は南天竺の建志城まで來て、こゝから路を西方に取り錫蘭へは渡らずに了つた。『西域記』十卷に彼は

「建志城即印度南海之口、向僧伽羅國水路三日行到、未去之間、而彼王死、國內饑亂」

といつて、彼は何故に錫蘭へ渡らなかつたかの理由の一端を述べて居る。玄奘三藏のこゝを訪うたのは唐の太宗の貞觀十二年即ち西紀六二八年で、當時錫蘭の王はアグラボーヂ三世（六二四―六四〇）であつた。王はシリサンガボーヂとも呼ぶ、六二三年に一旦王となつたが、ゼッタチツサのために篡奪された。そこで王は一旦印度へ逃げたが、やがてその弟にして副王たるマーナと力を勦せて王位の恢復を謀り、五ヶ月にして舊に復することを得た。しかし後日王弟マーナが王妃を奸したといふ廉を以て殺された時、ゼッタチツサの將軍ダーターシーワが兵を起して王に挑戦したので、王は自らこれを邀へ戦つて破れ又印度へ逃れた。これは王の復位後第十二年の時といふから西紀六三五年に當る筈だが、こ

れから數年の間はアグラボーヂ王と敵將ダーターシーワとの間に戦が續いて互に勝敗あり、六四〇年に至りて王は完全に破られ、ダーターシーワはダーツーパーチッサといふ名で王位に即いた。玄奘三藏の「彼王死」といへるは何れの王の事であるか想像がつかない。六三八年に於て六二四年のゼッタチッサ王の死をいふは少し遠過ぎるかと思はれ、これを指して「未去之間」といふは當らぬやうである。事によると當時一部一州を支配してゐた小なる王が幾人かあつた筈だから、それ等の事を指したのかも知れない。「國內饑亂」は尤ものことであつたらう。

この建志城は恐く達磨大師の生國として傳へられる香至國であつたらう。今日のコンヂェーワラムで五六世紀頃にありては、印度から錫蘭、爪哇、馬來半島、印度支那、遠くは支那への交通の出發點であつた。錫蘭緬甸はこれよりは八百年の昔既に佛教の宣傳を見たが、この頃この港からの頻繁なる交通によつて新に刺戟され、益々その隆昌を見るやうになつた。達磨大師が香至國の王子であつてこゝから商船に便乘し、馬來海峽を過ぎ爪哇や印度支那半島の所々に寄港しつゝ遂に支那の廣州に達したことは今日でも大體想像し得られることである。

錫蘭に關する法顯三藏の記は僅かに千七百餘言に過ぎぬが、この中には地勢氣候、産物、風俗、特に佛教隆昌の状態大塔精舎、佛像佛齒、貝多樹などに關する記事が含まれて居て、同國の佛教歴史、理在の地理と照合して見ると、吾人に多大の興味を與へるものである。先づ

「先出_二珍寶珠_一、有_レ出_二摩尼珠_一、地方可_二三十里_一、王使_二人守護_一、若有_レ採者十分取_レ三」の語があるが錫蘭は有名なる寶石の産地で、コロンボの奥にはラトナプラ（寶の都）と呼ぶ小都會のあるほどである。

鳩の血の如く赤き色のルビー、紫色白色又は青色のサファイヤ、黄色なるトパズ、猫眼石、柘榴石等、これ等は今でこそ自由に掘つて取ることを許されて居るが昔は王室の獨占事業で、或村落の住民のみが、王室より派遣された役人の監視の下に専らこれを採掘したものであつた。

錫蘭の氣候に就て彼は

「其國和適無^ニ冬夏之異^一、草木常茂、田種隨^レ人、無^レ有^ニ時節^一」

といふが、これは三藏身自ら往つて二年間住んだ経験のある土地であるから、人から聞いたり科學的に調査したりしないで、常識でも判ることである。法顯三藏の『佛國記』中に謂ふ所の王城はアマラーダプラにあつた筈、而して彼自身多くは此處に滞在したと想像されるが、同市の溫度は最高は五月の八二度八、最低は一月の七六度二、而して一年の平均は八〇度二である。コロンボは最高は四月の八二度六、最低は一月並に十二月の七九度一、而して平均は八〇度七である。ヌワラエリヤは海拔六一八八呎の高地で錫蘭の健康地と稱せられるが、此處では溫度が遙に低く、最高は三月並に五月の六〇度八、最低は一月で、五六度六である。即ち最高最低溫度の相異は四度二で、一年を通じてこれほど時候の變化の少い土地は世界中でも稀であらうと思ふ。彼が「無^ニ冬夏之異^一」といつたのも尤である。「田種隨^レ人、無^レ有^ニ時節^一」といふは一年間氣候が始ど同じであるから、稻を植付けるのも刈入れるのも、農夫個々の隨意で、時節を問ふことはないといふ意味であらう。

三藏は又

「其國本無^二人民^一、正有^二鬼神及龍^一居^レ之」

といつて居る。これはこの島の先住民族をば『大統史』、『島史』の如き正史の上では夜叉族又は龍族と呼んであることと略ぼ一致するといつてよい。錫蘭人即ちシーハラ族の祖先なる毘闍耶は西紀前五四三年その眷屬と共に北印度から來つてこの國に著いたといはれるが、この年代の正確不正確は兎も角として、太古有史以前にありてはこの國に恐ろしい蠻族民の住んで居たことは相違ない。それを彼等は夜叉族又は龍族と呼んだのである。毘闍耶自らは夜叉女のクエーニーと婚し、その助力によりて彼は楞伽の都なる夜叉族を征服することを得た（『大統史』七章）。

『大統史』第一章第一七節以下によれば、これより先き佛は成道後九ヶ月の時、楞伽島の佛法樹立の土地柄なることを知つて、こゝに來り、夜叉族衆の多く集まれる大龍園に於て彼等を濟度された。更に同章第四四節以下によれば、佛は成道後五年の時、龍族の大腹（Mahādhara）小腹（Cūlōdhara）と呼べる伯父と甥とが王座を争うて戰を初めた。佛は其處へ空を飛んで來て、兩者の間を調停せられた。「正有^二鬼神及龍^一居^レ之」とあるは恐らくこの夜叉族龍族に關する傳説に基くであらう。勿論怪鬼の類ではないが、人間視せられるにはあまり野蠻過ぎたので斯ういつたのであらう。これは舊に『大統史』や『法顯傳』のみならず、印度の史詩『ラーマヤナ』などにも斯う呼んである。錫蘭の中央州の東隅にウエダ族と稱する一蠻族が棲んで居る。これ恐らく錫蘭の先住民で、夜叉族・龍族等と呼ばれるには多分この民族も含まれて居るのであらう。弓矢を用ふることが至つて巧みで、それによつて獲たる鹿の肉、蜜、山草、樹果その他草根を常食とし、腰には唯一片の布地を纏へるのみであり、乾燥時季には樹下に眠り、濕雨時季には洞窟の中又は岩石

の蔭に眠るといふ、文化的には殆ど原人の程度にありといはれるが、多くの學者はこれを以て錫蘭の先住民族と見做して居る。少くも吾が日本で大和民族以前のアイヌ族の如き關係にあつたと云ひ得られやう。

彼等の物々交換の方法に就て、法顯は、

「諸國商人共市易、市易時鬼神不_レ自現_レ身、但出_レ寶物_一題其價直_一、商人則依_レ價直_一取_レ物、因商人來往住_一」

といつて居るが、この類の商賣法は今では殆ど残つて居ない。唯それと稍々似たものが森林ウヰッダ即ち極少數の純粹種のウヰッダ人の間にはまだ幾分残されて居るといふことである。即ち彼等は一年一回彼等の部落を訪れる所のムーア人と物々交換を行ひ、蜜漬の鹿肉その他の物と鉄器、磁器、布地の類とを交換するさうである。即ち彼等は未だ稼穡の法を知らず金屬を用ひて双物を作ること知らず、法顯三藏以來一千五百餘年を経たる今日に於て、依然として文化的進歩の跡を見せざるは人類史上稀有の例ではあるまいかと思ふ。

法顯三藏の錫蘭に關する記事は同國の歴史地理と對照して興味あることが至つて多いが、吾人は一々これを記するの餘地を有たない。但大菩提樹枝の錫蘭移植に關する記事はこれを割愛するに忍びざるものがある。彼は

「其國前王遣_二使中國_一取_二貝多樹子_一、於_二佛殿傍_一種_レ之、高可_二二十丈_一、其樹東南傾、王恐_レ倒故以_二八九圍柱_一拄_レ樹」といつて居る。こゝに貝多樹といへるは吾々の通常菩提樹と呼べるものに當るに相違ない。それは印度佛陀伽耶の大菩提樹を記して彼が

「去_レ此西南行減_二半田延_一、到_二貝多樹下_一、是過去當來諸佛成道處_一」

といひ更に

「菩薩前到貝多樹下、敷吉祥草、東向而坐」

といへる文によつて明白である。貝多は貝多羅の略字で葉の義(Patira)の音譯である。貝多羅は普通多羅樹の葉で、書き物をするのを指すのだが、此處では多羅樹を指すものとは如何しても思はれない。巴利文『佛種姓經』には過去二十四佛の因縁物語を載せ、各佛は一々異なる樹木の下に坐して悟を開かれた。即ち一々異なる菩提樹を有たれる様にいふが、多羅樹を菩提樹とせる佛は一人もなかつた。最も多きは那迦、阿說他、尸利沙等の諸樹である。釋尊の菩提樹は阿說他で、これを或は畢波羅とも呼ぶ。何故にこれを貝多樹即ち「葉の樹」とは稱するかといへば、この樹の葉はハート形をなして極めて厚く、尖が至つて長い。これだけでも他に變つた葉だといへるが、微風に揺られて全樹の葉の一齊に動く有様は、無數の寶鈴の動くにも似て實に一大奇觀である。私はこれを特に葉の樹と呼ぶの價十分だと思ふ。法顯の記に、

「樹當柱處心生遂穿柱而下入地成根、大可四圍許、柱雖中裂猶裏其外」

といふ一節がある。實際この樹は非是に勢のよい樹で他の樹木又は煉瓦或は漆喰塀の上に生えて居てその樹や塀を破壊することは往々見受くる所である。貝多樹を多羅樹と解したら、法顯のこの記と支吾するを如何にせんやである。且つこれを錫蘭の歴史の上から見ても、これは多羅樹であつてはならない。蓋し『大統史』、『島史』、『サマンタパーサーヂカー』並にその譯本『善見律』によれば西紀前三〇七年阿育王の子にして出家したる摩晒陀長老が、初めて法をこ

の國に傳ふるや、時の王天愛帝須は直にその信者となり、翌年は長老の妹僧伽蜜多をも招いて、開教を願つた。この長老尼の來る時、佛陀伽耶なる大菩提樹の一枝を携へ來り、それをこの處に植えたものだと言ひ傳へられて居る。『善見律』中に、

「菩提樹可_レ往_ニ師子國_一」

の語があり、それが印度から錫蘭へ運ばれ、植付けられるまでに、種々の奇瑞ありしことを傳へて居る。奇瑞は一々文字通りに信ずる限りにあらずだが、その「南邊枝」の錫蘭へ移植されたことは事實であつたらう。この樹は今に尙ほ殘存して、移植以來二千二百四十年の齡を重ねた。年代の確實に判明せるものとしては實に世界第一の老古樹だといはれて居る。

五

法顯三藏の傳記を讀んで吾人の不思議に堪へざることとは、同三藏ほどの著名な高僧であつて、彼が自ら記せる『佛國記』以外に、彼の傳を記せるものゝ殆どないといふことである。今少しく詳しく言へば、彼の傳を記せる書は多い。吾人の知れる範圍内ですら、『高僧傳』第三卷以下十種以上に出る。しかしこれ等は總てその根本材料を彼の『佛國記』に取れるもので、若しこの『佛國記』がなかつたならば、これ等の傳記作者は如何して彼の傳を書いたらうと思はれるほどである。『高僧傳』、『神僧傳』、『出三藏記』などに出せる彼の傳記は皆この『佛國記』を改作又は縮記したものに外ならない。『高僧傳』三卷に

「及レ受_二大戒_一、志行明敏儀軌整肅、常慨_二經律舛闕_一、誓_レ志_三尋求_一、以_二晉隆安三年_一、與_二同學慧景道整慧應慧鬼等_一、發_レ自_二長安_一、西渡_二流沙_一、上無_二飛鳥_一、下無_二走獸_一、四顧_二茫茫莫_レ測_レ所_レ之_レ」

と云ひ、『出_二藏記_一』一五卷に、

「二十受_二大戒_一、志行明潔儀軌整肅、常慨_二經律舛闕_一、誓_レ志_三尋求_一、以_二晉隆安三年_一、與_二同學慧景道整慧應慧鬼等_一、發_レ自_二長安_一、西渡_二沙河_一、上無_二飛鳥_一、下無_二走獸_一」

と云へるは共に、『法顯傳』中に、

「法顯昔在_二長安_一、慨_レ律藏殘闕、於_レ是遂以_二弘始二年歲在己亥_一、與_二慧景道整慧應慧鬼等_一、同契至_二天竺_一、尋求_レ戒律、初發_二跡長安_一、……燉煌太守李浩供給度_二沙河_一、沙河中多有_二惡鬼熱風_一、遇則皆死、無_二一全者_一、上無_二飛鳥_一、下無_二走獸_一、遍望極目欲_レ求_二度處_一、則莫_レ知_レ所_レ擬、唯以_二死人枯骨_一爲_二標幟_一耳」

といへる文を改作且つ縮少したものである。これ等兩傳の初めに記せる法顯の生立から出家、母の死亡から葬儀畢つて又寺へ還つたこと、同學數十人と共に稻を刈つて居た所へ賊が来て稻を奪はんとした、同學は皆逃げ去つたが、彼のみは留まつて賊を教誡したこと、及び天竺在留の日に耆闍崛山參拜に往つた時、三頭の黑獅子が現はれて法顯の前に蹲んだ、彼は一心に誦經念佛して輟まなかつた、その時彼は獅子に向つて、若し自分を害する心あらば誦經し了るを待て、しかし單に試みる積りならば唯退けといふと、獅子はやがて去つたこと、その翌日頭陀迦葉の大弟子に逢つたこと、彼が『大泥洹經』を譯してから、それを預けて置いた家が失火のため全焼した、その際資物皆盡きたに拘らず、その『大

泥洹經』だけは火のために侵されることがなかつたこと、而して最後に彼が八十六歳で荊州の辛寺に於て遷化したことだけが『法顯傳』中に記せられないことで、他は總てこの傳記の中から抜き取つたものである。『高僧傳』には

「遊履諸國、別有大傳焉」

といつてあるが、これはこの『法顯傳』を指せること明白である。

それから彼の出生並に遷化の年月の不明なるも不思議であり、遷化の年月は不明であつて、而も各傳にその年齢の明記せられ居ることも不思議ではなからうか。即ち『高僧傳』三卷、『神僧傳』二卷には、

「後至荊州卒於辛寺、春秋八十有六」

といひて八十六歳説を主張するが、その遷化の年月を記せない。『出三藏記』二卷並に十五卷には八十二歳なりしことを記しながら同じく遷化の年を記せない。出生の年月が判らず、遷化の年月が判らず而してその年齢を明記することの如何してあり得ようか。吾々は此處にも法顯三藏ほどの大高僧にして、その傳記中に是の如き大缺陷あるは不思議事の中の大不思議事であると言ひたいのである。

彼が漢土へ還つたのは東晋安帝の義熙九年（西紀四一三年）であつたが、『摩訶僧祇律』はその十二卷に彼並に佛陀跋陀羅の手によつて譯せられ、『五分律』は宋の景平元年（四二三年）より二年にかけて、彼が將來した梵本を底本として佛陀什並に竺道生の手によつて譯出せられた。彼は原梵本を得且つそれを將來したものでありながら、何故この翻譯に與らなかつたかという、彼はこの時は最早遷化して居たのだといふのが傳説の傳ふる所である。『高僧傳』三卷

佛駄什の條に、

「先沙門法顯、於獅子國得彌沙塞律梵本、未及翻譯而法顯遷化、」

といつてある。即ち彼は晋の義熙十二年（四一六年）から宋の景平元年（四二三年）の間に死んだといふことになる。若し彼が『僧祇律』譯了の次年なる義熙十三年に八十六歳で死んだとすれば、彼が求法のため、天竺に向つて長安を發した時（三九九）彼ははや六十八歳の老人であつた、若し又八十二歳遷化説を取るとし、而して彼は『五分律』翻譯著手の前年（四二二年）に死んだとしても彼の出發當時の年齢は五十九歳である。五十九歳にしても六十八歳にしても流沙葱嶺の險を凌ぎて天竺に入らうとする旅僧の年齢としては少し多過ぎはせぬかと思ふ。

要するに法顯三藏の傳並に『法顯傳』には疑問とさるべき随つて又興味ある處々がまだなかく多い。これ等に就ては更に他日を期して意見を開陳することゝしよう。